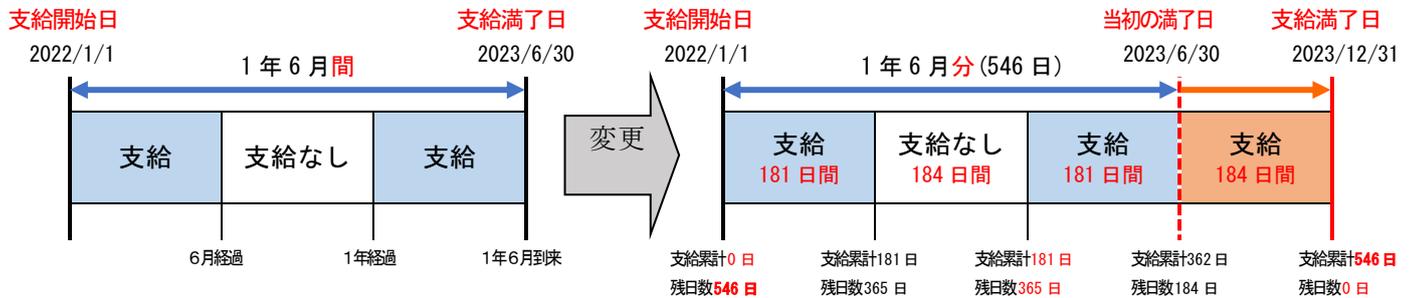


傷病手当金の支給ルールが変わります

2022年1月1日より、健康保険法の改正により傷病手当金の支給ルールが変更となり、それに合わせて当組合の規約も変更します。

① 傷病手当金

1年6か月の「期間」での支給から、1年6か月分の通算「日数」を管理して支給するよう変更します。がん治療のような、出勤と病気欠勤を繰り返す場合等において、長く給付を受け取れるメリットがあります。下図のように支給がない期間は支給日数としてカウントしません。



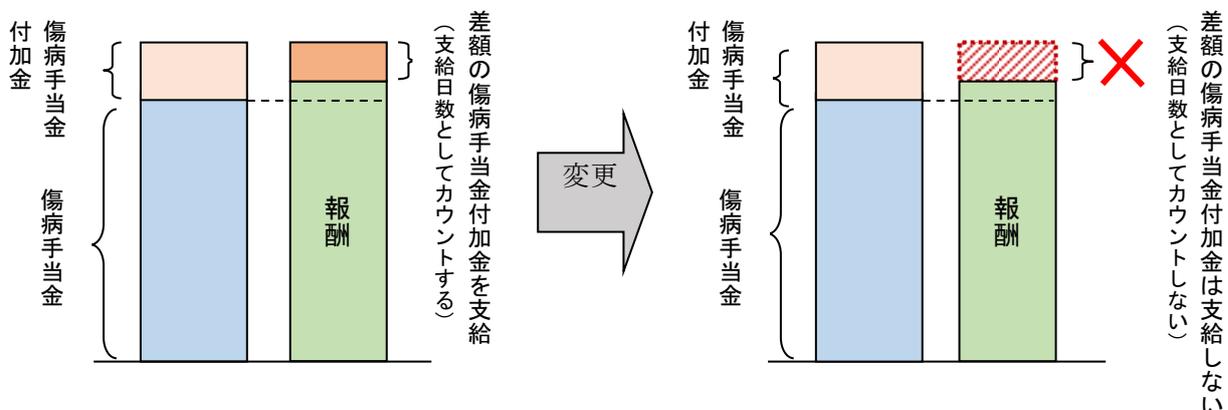
※総支給日数は支給開始日から起算した1年6か月の暦日数により決まります。(暦日で決まるため、総支給日数は一律ではありません。)

※2020年7月2日以降に傷病手当金の支給を開始した方については、改定後の規定を適用し、給付金を支給します。

② 傷病手当金付加金

傷病手当金と同様に通算「日数」での支給となります。

現行では、報酬や年金などの収入があり、調整による傷病手当金部分の支給がない(0円となる)場合にも傷病手当金付加金は支給していますが、今改正後は、傷病手当金の支給がない場合には傷病手当金付加金は支給せず、支給日数としてカウントしません。傷病手当金付加金を満額受給できる場合のみ支給し、支給日数としてカウントします。



③ 延長傷病手当金付加金

支給ルールに変更はありません。現行通り傷病手当金の支給満了日の翌日から起算して、6か月の「期間」での支給となります。